

# 平成 19 年度施政方針に対する質疑

## ～～代表 5 名の議員が質疑～～

定例会第 1 日（2月 13 日）の本会議において、市長から平成 19 年度施政方針が表明され、定例会第 2 日（2月 16 日）の本会議において、施政方針に対する質疑を行いました。質疑の要旨は次のとおりです。

### 白石市定住促進 奨励金交付事業 について

一心会 鈴木 康弘

〔質問〕定住人口の増加につながる「白石市定住促進奨励金交付事業」において、対象地域を市の全域とするか、限定した地域とするのか伺いたい。

また、この制度を市外に対しどのように方法で PR する予定か伺いたい。

〔答弁〕対象地域は限定せず市内全域とし、持ち家を取得後に土地取得費の 5% に相当する額を奨励金として交付するものである。

なお、中心市街地のにぎわいの創出のために白石市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域内の土地、また、鷹巣土地区画整理地内の土地、そして、市有財産優良宅地の三つの指定地域は 3% の上積みをし、8% に相当する額を交付することとしている。なお、両方とも限度額は 100 万円である。

〔その他の質問〕  
① 越河農業集落排水事業について

### 品目横断的経営安定 対策事業について

政和会 佐竹 芳

〔質問〕品目横断的経営安定対策事業について、いわゆる認定農業者、4 ヘクタール以上、集落営農組織、20 ヘクタール以上のものが対象となつて、

価格が一定より下回った場合、補助の対象とするものであるが、その集落営農組織は、白石市には一つもない。

白石の農家は、零細な兼業農家が大半で、耕地面積も平均 40 ~ 50 アールぐらいであり、これら農家は切り捨てられていくのか伺いたい。

〔答弁〕国はこれまで全農家を一律とした各種施策を展開していたが、平成 19 年度から新たな経営安定対策に係る支援の対象を意欲と能力のある担い手に限定する施策に転換することにしているとみている。

市としても、新たな経営安定期策に対応すべく、認定農業者へ移行できない小規模な農家や兼業農家について担い手の一員となつていただく方策である。集落営農を進めるため、例えば集落において団地化、また、品質向上のための先進地事例調査や経営の元化のための講習の開催などを支援できる「地域農業いきいき推進事業」を創設し、それを活用していただきたいと考えている。

また、集落営農の普及、啓発については、集落内の方々が集まる機会に市職員を派遣して、取り組みに向けた意見交換を行っており、市はもとより、JA や県など、関係機関と協力し、今後も支援をしてまいりたい。

〔答弁〕同キャンペーンは、革大綱のうち、地域づくり対策については、担い手のみならず、品目横断的経営安定対策に加入していない農業者も交付金の助成対象となつていい。

〔その他の質問〕  
① 子育て支援における不妊治療について

〔質問〕平成 20 年 10 月から 12 月にかけ、大型観光宣伝「仙台・宮城ティネーションキャンペーン」が展開されることから、市を挙げて観光宣伝推進のため、白石の 18 団体が協議会を設立したという報道があった。

こととはプレキャンペーンを 10 月から 12 月にかけ、行うことのことだが、ほかの地域との競争に打ち勝つためには、どのような形で PR をしていくのか伺いたい。

〔答弁〕同キャンペーンは、平成 20 年 10 月から 12 月までの 3カ月間、宮城県、仙台市、県内全自治体が一体となつて観光情報を全国に向けて発信し、観光客誘致に取り組む事業である。

本市においても推進体制として商工会議所、観光協会、小原・鎌先両温泉組合などで組織する推進協議会を設置したところであるが、今後とも

### 観光の振興について

同心会 山谷 清

〔質問〕平成 20 年 10 月から 12